

ぐんま受動喫煙防止協議会会則

(名称)

第1条 本会は、ぐんま受動喫煙防止協議会という。

(目的および事業)

第2条 本会は、受動喫煙を防止することを目的とし、その目的達成のために以下の事業を行う。

- (1) 飲食店等多くの人が利用する施設の喫煙環境に関する情報の収集、管理、分析、活用。
- (2) 喫煙や健康に関連する知識・知見の普及・啓発。
- (3) その他、本会の目的に合致したことがら。

2. 事業の実施に当たっては、関係団体との協力・連携を基本とする。

(会員)

第3条 本会は、以下の会員を以って構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入した個人または団体。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した団体。

2. 正会員は総会に出席し、議決権を行使できる。ただし団体の議決権は1団体1つとする。

(会費)

第4条 会員の会費(年額)は以下のとおりとする。

- (1) 正会員会費 1,000円
- (2) 賛助会員会費 一口5,000円、1口以上。

2. 会費の徴収は、2019年度からとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年10月1日より翌年9月末日までとする。ただし、設立年度については、設立の日より翌年9月末日までとする。

2. 年度名称は、10月時点の西暦年号とする。

(総会)

第6条 総会は本会の最高決議機関とし、正会員を以って構成する。

2. 総会は各年度開始から3か月以内に開催する。

3. 総会は理事長が招集する。

4. 総会の議長は、理事長が務める。

5. 総会では、次の事項を審議する。

- (1) 各事業年度の事業計画、予算
- (2) 各事業年度の事業実績、決算および監査報告

- (3) 役員および事務局長の選任
- (4) 会則の改廃

(役員)

第7条 本会の役員として、理事及び監事を置く。

- 2. 理事、監事は総会で正会員の中から選任する。
- 3. 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 4. 理事は理事会を構成し、本会の組織、事業、運営に関わる事項を審議する。
- 5. 理事会は互選により、1名の理事長および1名以上の副理事長を選出する。
- 6. 理事長は本会を代表し、理事会を統括する。
- 7. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合には、その職務を代行する。
- 8. 監事は、総会で正会員の中から選任し、本会の会計を監査する。
- 9. 役員は無給とする。

(事務局)

第8条 本会の主たる事務所は群馬県内の以下に置き、事務局と称する。

〒370-0033 群馬県高崎市中大類町 37-1

高崎健康福祉大学 内

- 2. 事務局には事務局長を置き、本会事務を所掌する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2. 顧問は本会の事業・運営等に関する助言・提案を行うことができる。

(附則)

- 1. 本会則に定めのない事項については、理事会の決議による。
- 2. 本会則の改廃は、総会の決議による。
- 3. 本会設立日は、2018年9月25日とする。
- 4. 本会則は、設立総会の承認により発効する。